

国分寺市スポーツ協会表彰規程

第1条 この規程は、本協会の普及発展と国分寺市における社会スポーツの健全な普及ならびに実践活動を通じスポーツ振興に貢献された者、または団体を本規程によって、国分寺市スポーツ協会が表彰することを目的とする。

第2条 表彰対象者及び推せん基準は次による。

1 特別功労者

- (1) 国分寺市スポーツ協会の加盟団体及び国分寺市地域のスポーツ団体において、役員として永年（15年以上）にわたり体育スポーツ活動の普及発展に尽力された者。
- (2) 国分寺市スポーツ協会定款第13条に定める役員で永年（10年以上）にわたり国分寺市の社会スポーツの発展に尽力し功労のあった者でその職を退いたとき。

2 スポーツ功労者

- (1) 国民スポーツ大会、全日本選手権大会もしくはこれに準ずる大会に出場した者。
- (2) 都民スポーツ大会及び東京都市町村総合スポーツ大会に選手として5回以上出場した者。ただし、同一年に両大会に出場した場合は1回とする。

3 スポーツ優秀選手（団体）

- (1) 都民スポーツ大会及び東京都市町村総合スポーツ大会に国分寺市を代表して参加し優秀な成績（第3位まで）を納めた者または団体。
- (2) 国分寺市スポーツ協会に加盟する団体が上部団体の大会（関東大会、東京都大会、都下選手権大会等）もしくは都下大会規模以上の大会（継続している大会で記念大会は除く）において優秀な成績（第3位まで）を納めた者または団体。
- (3) 国分寺市内に在住する小学生、中学生、高校生及び大学生が小体連、中体連、高体連及び学連等が主催する大会において優秀な成績（第3位まで）を納めた者または団体。

第3条 該当候補者の推せんは、別紙様式により毎年市民スポーツ大会開会式の1ヶ月前に国分寺市スポーツ協会々長に提出する。

第4条 この規程による表彰は、毎年市民スポーツ大会開会式の際に行うものとする。

第5条 被表彰者または団体の審査・決定は理事会において行う。

第6条 この規程のうちスポーツ功労者は国分寺市スポーツ協会よりすでに表彰された者は対象としない。

第7条 この規程のうちスポーツ優秀団体には団体名で表彰する。

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は理事会で定める。

附 則

- 1 この規定は、令和6年4月2日より施行する。